

しもつけ し じ ち きほんじょうれいじょうほうし
下野市自治基本条例情報紙

らいさま

<特集> 輝く！若い力

栃木県下野市は、雷とともに夕立が多い地域です。雷は昔から「雷（らい）さま」と呼ばれ、豊かな作物を育てる恵みの雨をもたらす存在としてあがめられてきました。雨降って地固まると言われるよう、この情報紙が、豊かな地域づくりにつながるように「らいさま」と名付けました。

下野市自治基本条例とは…

私たち市民にとって、よりよいまちづくりの基本方針と市政運営の基本ルールを明文化し、平成26年4月に制定されました。特別な規制を設けるものではなく、地域において日々さまざまな活動を行っていく中で、よりよい下野市のまちづくりに役立てていこうとするものです。



～下野市には実践の場がいっぱい～

P.2 子どもの参画 PART 1 ~子ども未来プロジェクト~

P.3 子どもの参画 PART 2 ~計画づくりへの参画進行中！~

P.4 子どもの参画 PART 3 ~トウサワトラノオを通じた地域のつながり~

P.5 子どもの参画 PART 4 ~実生から育てる環境美化活動~

第2号
2015年9月
VOL.2

子どもの参画 PART1～子ども未来プロジェクト～

H27年3月11日、市の第二次総合計画に対する提案書（計3回のワークショップをまとめたもの）を市長へ提出しました！このとき、市長との懇談会も開かれ、ワークショップに参加した子ども未来プロジェクトの代表メンバーからこんな意見も…できました。



★子ども未来プロジェクトの始まり★

H25年1月（H26年4月の自治基本条例制定以前）より企画運営が進められてきた「市内4中学校生徒会交流会」の取組が、「下野市こども未来プロジェクト」と名付けられました。そして、市内の小中学生が交流し、学校生活をよりよくするための活動を主体的に行っています。中学校では各々の生徒会を中心に「輝く未来・あふれる笑顔」をメインテーマに取組み、市内の小学校、保護者や地域の方にもメッセージを発信しています。

提案は
行政の施策に
反映するよう
検討します！



つながつテルね!
条例11条

子どもの参画 ⇒ 自治基本条例 第11条

市民、議会及び市は、子どもを下野市の未来を担う地域の宝として育てるとともに、子どもがまちづくりに参画^{*}する機会を積極的につくり、その意見を尊重するものとする。

* 参画とは、まちづくりに積極的に参加し行動することをいう。（第3条第4項）

子どもの参画 PART2～計画づくりへの参画進行中!～

★下野市では行政計画への子どもの参画を進めています。★

H23 新庁舎建設のためのワークショップ

1回 中学生23人

H24 下野市自治基本条例策定のための意見交換

1回 中学生12人 高校生6人(参考大学生6人)

【H26 下野市自治基本条例施行(4月)】

H26 第二次下野市総合計画策定のためのワークショップ 3回 中学生17人(のべ48人)



「子どもの参画」で まちがかかる!!

私たちが30年間関わってきた小学5年生対象の石橋地区子ども育成会子ども会連合会連絡協議会主催子ども会リーダー養成研修会(通称:リーダーキャンプ)に参加した子どもたちや支援する大人が、グリムの森イルミネーション事業(らいさまVOL.1で紹介)へボランティアとして積極的に参画するようになり、地元としてもうれしく思っています。石橋地区で始まったリーダーキャンプは、今では南河内地区や国分寺地区の子どもも参加しています。キャンプ修了生が、大人になっても、地域に愛着を持ったり、地域の行事に参加し続けてくれることを期待しています。(下野市子ども会育成会連絡協議会 藤沢指導員、曾根指導員)



▲石子連リーダー養成研修会の様子(大松山運動公園)



つながつテルね!
条例34条

人材及び組織の育成 ⇒ 自治基本条例 第34条

市民、議会及び市は、市民が主役のまちづくりを推進するため、自発的なまちづくりの担い手及び自律的なまちづくり組織が育つよう支援を行い、その学習環境及び拠点の整備に努めるものとする。

子どもたちの参画 PART3～トウサフトラノオを通じた地域のつながり～

ひがしね
下野市東根地区で環境省から絶滅危惧種に指定されている多年草「トウサフトラノオ」の保全活動を、栃木県立小山北桜高校農業科の生徒有志が、市内の各団体と共に取り組み10年になります。「トウサフトラノオ」は土地改良に伴い発見され、県内はもとより全国的にも唯一の生息地であることが活動を通じて判明しました。小山北桜高校は県から生育環境の調査研究の委託を受け研究を進めたところ、トウサフトラノオは撲滅依

存性(人の手が入らないと生育できない)があり、年2回程度の草刈をしないと生育できない事が判明したのです。

そこで東根自治会や下野市自然に親しむ会、下野市トウサフトラノオ保存会、南河内土地改良区などの地域や市民団体と協働で生育環境保全活動をしています。こうした活動は小山北桜高校の先輩から後輩へと引き継がれています。



▲保全地の下草刈りの様子

◀下草刈り後の集合写真

協働 ⇒ 自治基本条例 第10条

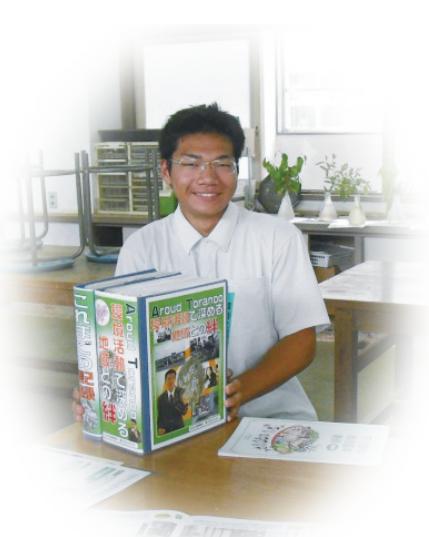
- (1)市民、議会及び市は、まちづくりを推進するために、それぞれの立場を理解し、目的を共有し、相互に依存することなく力を合わせて、その実現に努めるものとする。
- (2)市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するために、必要な支援を行わなければならない。



つながつテルね!
条例10条



▲取材に応じてくださった、小林先生、福村涉さん、鈴木雄大さん、植竹秀成さん（左から）



▲トウサワトラノオの資料を前に
「環境活動で深める地域との絆」で
発表を行った福村さん

チジもの参画 PART4～実生(種)から育てる環境美化活動～

栃木県立小山北桜高校の下野市での活動の代表例の一つに、長年にわたるJR小金井駅の環境美化活動があります。JR小金井駅を多くの生徒が通学に利用しているためです。園芸の授業で種から育てた草花をプランターに植栽し、駅の東口・西口や構内に定期的に置き替えています。

このような活動を通して下野市の地域づくりに関わっています。小金井駅での継続した活動に対しJR東日本から感謝状が贈られています。また、学校祭で販売される草花は、近隣住民の行列ができるほど人気があるそうです。



▲水戸部先生（左側）指導の下、プランター設置の様子



つながつテルね!
条例13条

市民の責務 ⇒ 自治基本条例 第13条

市民は、次に掲げる責務を有するものとする。

- (1)まちづくりの参画に当たり、自らの発言及び行動に責任を持つこと。(2)人権を尊重し、他の個人としての尊厳を侵さないこと。(3)自らがまちづくりの主体であることを自覚し、実践すること。



外の目中の目

地域に愛され、活力ある元気な学校をめざして

栃木県立小山北桜高等学校
川嶋先生に伺いました



栃木県立小山北桜高等学校 主幹教諭 川嶋 秀樹

地域に愛され、地域に育まれる学校を創るには、学校もまた、地域社会への貢献が求められる時代へと変わっています。本校は、平成21年度から本県初の総合産業高校として学科再編し、生産から流通・消費までを一体として学び、産業全般について総合的な知識や技術を習得できる高校となった。

これまで、絶滅危惧種「トウサワトラノオ」の生態研究・保護活動に下野市と連携して取り組んでいたり、小金井駅前周辺には、美化活動の一環として定期的に、生徒が丹精したサルビア・マリーゴールド・インパチエンスなどを植えたプランターを設置し、多くの

駅利用客に見てもらっている。また、yosakoiソーラン部は、毎年「デイサービスにらがわ」に訪問し、演舞を行い好評を得ている。

下野市自治基本条例の基本理念の一つに、「協働によるまちづくり」がある。まさに学校はもっと地域を巻き込んで教育活動を開拓(参画)する必要があると考える。

今回、自治基本条例の普及啓発のための「情報紙」に関わることができ、さらに生徒にとって成果のある活動を手を取り合って頑張っていきたいと思う。



らいさまNEWS

**市民活動補助事業、下野市制10周年記念市民提案事業が順次実施されています。
市ホームページなどで実施情報をお知らせしますので、ご都合宜しければ会場に足を運んでいただくなど、ご支援ご協力をお願いします。**

※市のホームページから入り、以下の順でご覧ください。トップページ > 総合案内 > 組織から探す > 市民協働推進課 > 市民活動支援事業 > 【実施予定のお知らせ】平成27年度市民活動補助事業・下野市制施行10周年記念市民提案事業について

編集後記

時代の変化とともに子ども達と地域との関わりが薄れてしまったと心配していましたが学校を通しての関わり方に変わってきたように感じました。

今回取材したように小中学生が地域のことを調べ良い所や悪い所について考え、より良くしていくと協力して活動していることは素晴らしいと思いました。さらに、高校生が地域の人と一緒に活動を続いていることにも関心せられました。私たち大人も、もっと地域のことを知り、皆のために何ができるか考えてみませんか。(おきな)

【表紙】市内保全地に咲き誇る日本一のトウサワトラノオ

情報紙「らいさま」 有料広告の募集



この情報紙を市民と行政そして地域社会の一員である事業所の皆様と協働で作成していく取組として、情報紙「らいさま」に掲載する有料広告を募集します。事業所・企業・自営業等の経営者の皆さん、ぜひこの機会に、下野市のまちづくりの情報紙である「らいさま」に広告を掲載してみませんか？掲載料は1万円から、規格等は広報しもつけに準じます。